

技術提案書作成要領
(施工体制確認型総合評価落札方式のうち簡易型B)

I. 技術提案書の構成

1. 技術提案書の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 提出文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1
 - ア 提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1－1
 - (2) 企業の施工実績
 - ア 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
 - イ その他の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3
 - (3) 配置予定技術者の資格・工事経験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4
 - (4) 信頼性、地域への貢献等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5
 - (5) 施工計画
 - 現地環境条件を踏まえた、工期設定・工程管理・・・・・・・・・・・・・・・・・様式6
2. 技術提案書のサイズはA4とする。
3. 技術提案の内容は、簡潔に記載するものとする。

II. 技術提案書の内容

1. 作成する技術提案書の内容は、次によるものとし、該当しない事項については、「該当なし」と記載すること。
 - (1) 企業の施工実績
 - ア 同種工事の施工実績
 - (ア) 入札公告の2の(4)として提出する同種工事の施工実績と同一施工実績を関東森林管理局、その他国の機関を優先に1件記載する。
 - (イ) 様式2に記載する工事成績評定点は、上記(ア)の評定点とする。
 - (ウ) 記載様式は、様式2とする。
 - イ その他の施工実績の工事成績評定点
 - (ア) 入札公告2の(7)として提出する件数及び点数と同一の点数を記載する。
 - (イ) 記載様式は、様式3とする。
 - ウ 低入札価格調査対象工事
 - (ア) 過去2年度間における森林管理局長、森林管理署長、支署長、森林管理事務所長又は治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）の発注工事の入札について、通常の低入札調査又は低入札特別重点調査の対象の有無。

- (イ) (ア)で有りの場合は、当該工事名及び契約締結の有無
- (ウ) (イ)で有りの場合は、当該工事の成績評定点。
- (エ) 記載様式は、様式3とする。
- (オ) 施工体制確認型総合評価落札方式において、無効となった入札は、低入札価格調査対象工事の有無について対象外とする。(イ)において「無」とする。)

エ 施工に関する表彰実績

- (ア) 過去10年度間において森林管理局長等が発注した森林土木工事の表彰歴及び森林土木事業に関する表彰歴を、農林水産大臣・林野庁長官又は森林管理局長表彰について、農林水産大臣表彰を優先に1件記載する。
- (イ) 記載様式は、様式3とする。

(2) 配置予定技術者の能力

ア 配置予定技術者の施工経験

- (ア) 主任技術者又は監理技術者の「工事経験の概要」は、入札公告の2の(5)として提出する同種工事の施工実績を1件記載する。
- (イ) 記載様式は、様式4とする。

イ 継続教育単位の取得状況

- (ア) 配置予定の技術者が、過去3年度間に(公社)森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)又は(社)日本技術士会が発行する森林部門に関するCPD(以下「森林分野」という。)並びに建設系CPD協議会等に参加する団体が発行するCPD(以下「その他の分野」という。)の単位を取得している場合は、取得したポイントを記載すること。
- (イ) 記載様式は、様式4とする。

(3) 地域への貢献等

ア 会社の所在地

- (ア) 本店、支店又は営業所(以下「本店等」という。)が当該工事を発注する森林管理署等の事業実施区域内(別紙参照)に所在する場合は、その本店等の所在地を記載する。
- (イ) 記載様式は、様式5とする。

イ 災害協定等に基づく活動実績又は緊急応急工事の実績

- (ア) 過去10年度間における国又は地方公共団体との災害協定、防災に関するボランティア協定に基づく活動の実績又は関東森林管理局長等(関東森林管理局長及び同局管内に所在する森林管理署長、支署長、森林管理事務所長又は治山センター所長をいう。以下同じ。)の要請を受けて実施した緊急応急工事について記載する。
- (イ) 記載様式は、様式5とする。

ウ 国土緑化活動に対する取組

- (ア) 過去10年度間における国又は地方公共団体が認めた法人としての緑化活動を記載する。又は、分収育林・分収造林契約の有無。ただし、分収育林等にあつては技術提案書提出日時点で契約期間内であること。又は名誉オーナー認定書の有効期間内であること。
- (イ) 記載様式は、様式5とする。

エ ボランティア活動の実績

(ア) 過去2年度間における上記イ・ウ以外の法人としてのボランティア活動の実績について簡潔に記載する。なお、防災に関するボランティア活動には防災情報の提供、災害復旧時の機械、資材、労力の提供等を含むものとする。

(イ) 記載様式は様式5とする。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組

えるぼし認定等、くるみん認定、ユースエール認定の取得

(ア) えるぼし認定等、くるみん認定、ユースエール認定の取得の有無及びワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況を記載する。ただし、一般事業主行動計画については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定であって、常時雇用する労働者が100人以下の雇用主とする。

(イ) 技術提案書提出日時点で有効期間内であることが確認できること。又は、技術提案書提出日の属する月の翌月からの認定（届出の受領印が押印済み）を受けていること。

(ウ) 認定の有無及び適合状況の記載様式は、様式5とする。

(5) 信頼性

ア 事故に対する安全管理

(ア) 過去2年度間において関東森林管理局長等が発注した工事で施工中の事故により発生した労働災害の有無を記載する。

(イ) 記載様式は、様式5とする。

イ 不誠実な行為の有無

(ア) 過去2年度間における関東森林管理局長による指名停止措置等の有無を記載する。

(イ) 記載様式は、様式5とする。

(6) 企業に関する事項（賃上げ）

ア 企業の賃上げの有無

(ア) 大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。

(イ) 中小企業等は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。

(ウ) 記載様式は様式5とし、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は様式5-1とする。

イ 賃上げ実施の確認

(ア) 有の場合、提出した表明書（様式5-1）により表明した率の賃上げを実施したかどうかを、加点を受けた企業に対し、事業年度又は暦年の終了後、決算書等の提出（入札説明書参照）により達成状況を確認する。未達成の場合はその後の国の調達において、通知される減点処置開始の日から1年間、入札時に加点する割合よりも大きく減点する。

(7) 施工計画

簡易な施工計画の妥当性・適切性

(ア) 当該工事の現地の環境を踏まえた、施工手順、工程管理、品質管理及び安全管理について簡潔に記載する。

(イ) 記載様式は、様式6とする。

2. 添付資料

(1) 様式2について

様式2の添付書類欄の記載による。

(2) 様式3について

様式3の添付書類欄の記載による。

(3) 様式4について

様式3の添付書類欄の記載による。

(4) 様式5について

様式3の添付書類欄の記載による。

(5) 様式6について

施工計画等を記載するための参考図書は、様式その他A4に1枚以内とする。

3. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項（簡易型）

(1) 総合評価の加算点に係る各評価項目における評価基準及び評価点は以下のとおりである。

評 価 項 目			評 価 基 準	評価点
施 工 能 力 等	企業の施工実績	同種工事の施工実績 (過去15年度間)	国の機関が発注した同種工事の施工実績あり	2点
			地方公共団体が発注した同種工事の施工実績あり	1点
			上記以外	0点
		工事成績評定点 (過去3年度間の平均)	森林管理局長等が発注した森林土木工事の工事成績評定点の平均が80点以上	5点
			森林管理局長等が発注した森林土木工事の工事成績評定点の平均が75点以上80点未満	3点
			森林管理局長等が発注した森林土木工事の工事成績評定点の平均が70点以上75点未満	1点
			森林管理局長等が発注した森林土木工事の工事成績評定点の平均が70点未満又は受注実績なし	0点
		低入札価格調査対象工事 (過去2年度間)	森林管理局長等の発注工事の入札において、低入札価格調査又は特別重点調査の対象なし	2点
			森林管理局長等の発注工事の入札において、低入札価格調査又は特別重点調査の対象工事となり、かつ、受注した当該工事の工事成績表定点が70点以上	1点

			森林管理局長等の発注工事の入札において、低入札価格調査又は特別重点調査の対象となり、かつ、欠格(施工体制確認型での入札無効は含めない)又は受注した当該工事の工事成績評点が70点未満	0点
		施工に関する表彰実績 (過去10年度間)	優良工事として農林水産大臣又は林野庁長官からの表彰の実績あり	3点
			優良工事として森林管理局長からの表彰の実績あり	1点
			表彰の実績なし	0点
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験	技術者として過去3年度間に国の機関が発注した同種工事での経験あり	3点
			技術者として過去3年度間に都道府県が発注した同種工事での経験、又は過去15年度間に国の機関が発注した同種工事での経験あり	2点
			技術者として過去3年度間に市町村が発注した同種工事での経験あり	1点
			上記以外	0点
		配置予定技術者の保有する資格 (主任(監理)技術者)	1級土木施工管理技士又はそれと同等と認められる資格並びに8年以上の経験を有する林業技士	1点
			上記以外	0点
		配置予定技術者の継続教育 取得ポイント(CPD)(過去3年度間)	森林分野に関する継続教育の取得ポイントが20点以上の証明あり	3点
			森林分野に関する継続教育の取得ポイントの証明あり	2点
			その他の分野に関する継続教育の取得ポイントの証明あり	1点
			上記以外	0点
信頼性・社会性	地域への貢献度等	会社の所在地	発注官署の事業実施区域内に本店、支店又は営業所あり	1点
			発注官署の事業実施区域内に所在なし	0点
		災害協定に基づく活動実績 又は緊急応急工事の実績 (過去10年度間)	森林管理局との災害協定等に基づく活動実績、または関東森林管理局管内において森林管理局長等の要請を受けて実施した緊急応急工事の実績あり	2点

			森林管理局以外との災害協定等に基づく活動実績あり	1 点
			活動実績なし	0 点
		国土緑化活動に対する取組 (過去 10 年度間)	国有林において、緑化活動の実績あり、又は分収育林・分収造林等の契約あり	2 点
			国有林以外での緑化活動の実績あり、又は分収育林・分収造林等の契約あり	1 点
			取組実績なし	0 点
		ボランティア活動の実績 (過去 2 年度間)	国有林において、防災に関するボランティア活動及び緑化活動以外のボランティア活動、またはクリーン作戦等の活動実績あり	2 点
			国有林以外において、防災に関するボランティア活動、緑化活動以外のボランティア活動、またはクリーン作戦等の活動実績あり	1 点
			活動実績なし	0 点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	えるぼし認定等、くるみん認定、ユースエール認定の取得の有無	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、一般事業主行動計画の策定・変更届）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかの認定を受けている	1 点
			上記に記載されている認定を受けていない	0 点
	信頼性	事故に対する安全管理（過去 2 年度間）	関東森林管理局長等が発注した工事において休業 8 日以上労働災害がない	0 点
			関東森林管理局長等が発注した工事において休業 8 日以上労働災害がある	-1 点
			関東森林管理局長等が発注した工事における死亡災害がある	-2 点
		不誠実な行為の有無 (過去 2 年度間)	関東森林管理局長による指名停止措置等の不誠実な行為がない	0 点
			関東森林管理局長による指名停止措置等の不誠実な行為がある	-2 点

	企業に関する事項（賃上げ）	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【大企業】	2点
			事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【中小企業等】	
			賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する。	-3点
			上記の内容に該当しない。	0点
技術提案	施工計画	簡易な施工計画の妥当性・適切性	現地の環境を踏まえた、施工計画（木材利用推進に向けた取組を含む）、工程管理、品質管理及び安全対策であり、優れた工夫が見られる	10点
			現地の環境条件を踏まえた、施工計画、工程管理、品質管理及び安全対策であり、工夫が見られる	7点
			施工計画、工程管理、品質管理及び各種課題への対応が適切であるが、工夫が見られない	4点
			一部改善の余地がある	0点
施工体制評価の合計（最大値）				39点

- ※ 1. 各項目において未記入、添付書類の不備又は誤記入等で評価の判断が困難な場合は、当該評価項目については「最低の点」とする。
2. 各評価項目で、1項目内に複数該当する場合は点数の高い方を得点とする。なお、入札説明書6の(4)のイに従い、配置予定技術者の候補者を複数者記載する場合は、当該配置予定技術者の能力の評価項目では、候補者の点数の低い方を得点とする。
3. 工事成績評定点（過去3年度間の平均）の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は国家公務員法（昭和22年法律第120号）に違反した行為が認められた工事とする。

4. 加算点の最大が 39 点であることから、得られた加算点に 30/39 を乗じた数値を加算点として与える。

(2) 本工事施工体制評価点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の施工に必要となるすべての費用が適切に計上されており、工事費の積算内訳が十分に合理的かつ実現的なものと認められる。	15 点
	工事の施工に必要となるすべての費用が計上されており、工事費の積算内訳が概ね合理的かつ現実的なものと認められる。	5 点
	工事の施工に必要となるすべての費用が計上されておらず、工事費の積算内訳が合理的かつ現実的なものと認められない。	0 点
施工体制確保の確実性	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が十分確保されていると認められる。	15 点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が概ね確保されていると認められる。	5 点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が確保されていると認められない。	0 点
施工体制評価の合計（最大値）		30 点

(3) 施工体制確認型総合評価の方法等

ア 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、「標準点」100 点を与える。

イ 技術提案の内容、資料で示された実績等に応じて、最大 30 点の「加算点」を与える。

ウ 技術提案、資料、入札説明書 8 の(7)のヒアリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大 30 点の施工体制評価点を与える。

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div (\text{入札価格}) \}$$

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(3)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事については、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限内であること。

(イ) 評価値が基準点(100 点)を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 予定価格が1千万円を超える工事については、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 評価内容の担保

ア 施工計画（様式6）で提示された提案については、当該工事において適切に履行すること。

イ 工事完了後に、履行状況について確認を行い、履行がされなかった場合は、履行できなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定を3点減ずることとする。

4. 技術提案書の作成及びその他技術提案の問合せに関する事項

問合せ先 〒371-8508

群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局 総務企画部経理課

契約適正化専門官

電話 027-210-1149

5. その他

技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

ア 「過去1年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までの1年度間をいう。

イ 「過去2年度間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間をいう。

ウ 「過去3年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた3年前の4月1日から前年度3月31日までの3年度間をいう。

エ 「過去10年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間をいう。

オ 「過去15年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から前年度3月31日までの15年度間をいう。

別紙

事業実施区域

森林管理 署等名	都道府県 名	区 域
福 島	福島県	福島市 郡山市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 桑折町 川俣町 国見町大玉村 小野町 三春町
白河支署	白河市	白河市 須賀川市 鏡石町 天栄村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町
会 津	福島県	会津若松市 喜多方市 下郷町 南会津町（旧田島町の区域） 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 湯川村 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 会津坂下町
南会津支署	福島県	南会津町（旧田島町の区域を除く） 只見町 桧枝岐村
磐 城	福島県	いわき市 相馬市 南相馬市 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 川内村 新地町 飯館村
棚 倉	福島県	棚倉町 塙町 矢祭町 鮫川村
茨 城	茨城県	茨城県内全域
日 光	栃木県	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 下野市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 高根沢町
塩 那	栃木県	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 茂木町 那珂川町、那須町 塩谷町
群 馬	群馬県	前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町
利根沼田	群馬県	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
吾 妻	群馬県	中之条町 東吾妻町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村
東 京	東京都	東京都内全域
神奈川	神奈川県	神奈川県内全域
中 越	新潟県	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市（治山事業における民有林直轄地すべり防止事業の場合は旧松之山町の区域を除く）見附市 燕市 魚沼市 南魚沼市 弥彦村 田上町 出雲崎町 湯沢町 津南町 刈羽村
下 越	新潟県	新潟市 新発田市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡（聖籠町） 東蒲原郡（阿賀町）
村上支署	村上市	村上市 岩船郡（関川村、粟島浦村）
上 越	新潟県	糸魚川市 妙高市 上越市 十日町市（治山事業における民有林直轄地すべり防止事業の場合、旧松之山町の区域）
静 岡	静岡県	静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 裾野市 牧之原市 長泉町 小山町 清水町 川根本町 吉田町
天 竜	静岡県	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 森町
伊 豆	静岡県	熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町
埼 玉	埼玉県	埼玉県内全域
千 葉	千葉県	千葉県内全域
山 梨	山梨県	山梨県内全域
治山センター	静岡県	静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 裾野市 牧之原市 長泉町 小山町 清水町 川根本町 吉田町